

江 東 区 公 報

目 次

◎規 則

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則(72) 2

江東区旅館業法施行条例施行規則の一部を改正する規則(73) 2

江東区公衆浴場法施行条例施行規則の一部を改正する規則(74) 3

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則(75) 4

◎訓 令(教)

江東区立学校職員服務取扱規程の一部改正(2) 5

◎告 示

特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について(306) 5

保管自転車の処分について(令和3年10月下旬)(307) 5

指定管理者の指定について(児童館)(315) 5

第4回区議会定例会の招集について(316) 5

保管自転車の処分について(令和3年11月上旬)(317) 6

指定管理者の指定について(江東区こどもプラザ)(319) 6

指定管理者の指定について(子ども家庭支援センター)(320) 6

指定管理者の指定について(こどもプラザ図書館)(321) 6

開発行為に関する工事の完了公告(322) 7

東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更について(324) 7

都市公園の一部休園について(325) 7

指定障害児相談支援事業所の指定について(326) 9

指定代理納付者の指定について(327) 9

指定居宅介護支援事業所の指定について(328) 9

保管自転車の処分について(令和3年11

月下旬)(329) 9

◎告 示(教)

令和3年第11回江東区教育委員会定例会の招集(18) 10

令和3年第19回江東区教育委員会臨時会の招集(19) 10

◎告 示(選)

選挙人名簿からの抹消(29) 11

選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び6分の1の数(30) 11

◎告 示(監)

令和3年度第2回定期財務監査の結果について(10) 11

◎区 議 会

区議会議決事項 14
(令和3年第4回定例会)

規 則

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 1 月 2 4 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 7 2 号

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則 (平成 2 7 年 1 2 月江東区規則第 7 6 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 6 の項中「重度身体障害者等緊急通報システム事業」を「重度身体障害者等救急通報システム事業」に改め、同表中 1 0 の項を削り、1 1 の項を 1 0 の項とし、1 2 の項から 2 5 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

別表第 2 の 2 1 の項中「重度身体障害者等緊急通報システム事業」を「重度身体障害者等救急通報システム事業」に改め、同表中 2 5 の項を削り、2 6 の項を 2 5 の項とし、2 7 の項から 3 1 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表 3 2 の項中「重度身体障害者等緊急通報システム事業」を「重度身体障害者等救急通報システム事業」に、

「 要保護者等に係る中等度難聴児に対する補聴器の購入費用に係る給付金の支給に関する情報
要保護者等に係る人工肛門・人工膀胱用装具の購入費の助成に関する情報 」

を
「 要保護者等に係る中等度難聴児に対する補聴器の購入費用に係る給付金の支給に関する情報 」

に改め、同項を同表 3 1 の項とし、同表 3 3 の項中「重度身体障害者等緊急通報システム事業」を「重度身体障害者等救急通報システム事業」に、

「 外国人要保護者等に係る中等度難聴児に対する補聴器の購入費用に係る給付金の支給に関する情報
外国人要保護者等に係る人工肛門・人工膀胱用装具の購入費の助成に関する情報 」

を
「 外国人要保護者等に係る中等度難聴児に対する補聴器の購入費用に係る給付

金の支給に関する情報 」

に改め、同項を同表 3 2 の項とし、同表 3 4 の項中「重度身体障害者等緊急通報システム事業」を「重度身体障害者等救急通報システム事業」に、

「 当該補助の対象となる者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中等度難聴児に対する補聴器の購入費用に係る給付金の支給に関する情報
当該補助の対象となる者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る人工肛門・人工膀胱用装具の購入費の助成に関する情報 」

を
「 当該補助の対象となる者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中等度難聴児に対する補聴器の購入費用に係る給付金の支給に関する情報 」

に改め、同項を同表 3 3 の項とし、同表中 3 5 の項を 3 4 の項とし、3 6 の項から 5 5 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区旅館業法施行条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 1 2 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 7 3 号

江東区旅館業法施行条例施行規則の一部を改正する規則

江東区旅館業法施行条例施行規則 (平成 2 4 年 3 月江東区規則第 5 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(8) 省令第 1 条第 1 項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する旨を記載した書類

第 4 条第 1 項中「許可台帳を作成し、」を「別に定めるところにより旅館業台帳を作成し、旅館業を営もうとする者に対し」に改める。

第 1 5 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 条例第 7 条第 1 項第 8 号オ(エ)ただし書の規定による浴槽水の消毒は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

- (1) 塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する方法により行うこと。
- (2) モノクロラミンによる消毒を行うこと。この場合において、モノクロラミン濃度が 1 リットルにつき 3 ミリグラム以上になるように

保つこと。

別記第1号様式中「印」を削り、

「 (9) 江東区旅館業法施行条例施行規則第3条第2項に規定する書類

を

「 (9) 旅館業法施行規則第1条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する旨を記載した書類

(10) 江東区旅館業法施行条例施行規則第3条第2項に規定する書類

に改める。

別記第4号様式及び別記第5号様式中「印」を削る。

別記第6号様式及び別記第7号様式中

「 名称
事業所の所在地 」

を

「 (申請者住所)
(申請者氏名) 」

に改める。

別記第8号様式中「印」を削り、「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

別記第9号様式中

「 名称
事業所の所在地 」

を

「 (申請者住所)
(申請者氏名) 」

に改める。

別記第10号様式、別記第11号様式及び別記第13号様式から別記第15号様式までの規定中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第15条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に1項を加える改正規定は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区旅館業法施行条例施行規則の別記様式

による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区公衆浴場法施行条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年12月1日

江東区長 山崎孝明

◎江東区規則第74号

江東区公衆浴場法施行条例施行規則の一部を改正する規則

江東区公衆浴場法施行条例施行規則(平成24年3月江東区規則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

(6) 省令第1条ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する旨を記載した書類

第4条第1項中「業として公衆浴場を営もうとする者に公衆浴場営業許可書(別記第2号様式)を交付し、公衆浴場営業許可台帳(別記第3号様式)を作成」を「別に定めるところにより公衆浴場台帳を作成し、業として公衆浴場を営もうとする者に公衆浴場営業許可書(別記第2号様式)を交付」に改め、同条第2項中「別記第4号様式」を「別記第3号様式」に改める。

第5条中「別記第5号様式」を「別記第4号様式」に改める。

第6条第1項中「別記第6号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条第2項中「別記第7号様式」を「別記第6号様式」に改め、同条第3項中「別記第8号様式」を「別記第7号様式」に改める。

第7条中「別記第9号様式」を「別記第8号様式」に、「別記第10号様式」を「別記第9号様式」に改める。

第8条中「別記第11号様式」を「別記第10号様式」に改める。

第11条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 条例第4条第1項第10号エただし書の規定による浴槽水の消毒は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

(1) 塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する方法により行うこと。

(2) モノクロラミンによる消毒を行うこと。この場合において、モノクロラミン濃度が1リットルにつき3ミリグラム以上になるように保つこと。

第12条第1項中「別記第12号様式」を「別記第11号様式」に改め、同条第3項中「別記第13号様式」を「別記第12号様式」に改める。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(調節槽を使用するときの措置)

第12条 条例第4条第1項第11号の規定による調節槽内部の清掃は1年に1回以上行い、消毒は1週間に1回以上行うものとする。

別記第1号様式中「印」を削り、

「 (5) 法人にあっては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書 」

を
「 (5) 法人にあっては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

(6) 公衆浴場法施行規則第1条ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する旨を記載した書類 」

に改める。

別記第3号様式を削り、別記第4号様式を別記第3号様式とする。

別記第5号様式中「印」を削り、同様式を別記第4号様式とする。

別記第6号様式中「印」を削り、「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加え、同様式を別記第5号様式とする。

別記第7号様式中「印」を削り、同様式を別記第6号様式とする。

別記第8号様式中「印」を削り、同様式を別記第7号様式とする。

別記第9号様式中「印」を削り、同様式を別記第8号様式とする。

別記第10号様式中「印」を削り、同様式を別記第9号様式とする。

別記第11号様式中「印」を削り、同様式を別記第10号様式とする。

別記第12号様式中「第12条」を「第13条」に改め、「印」を削り、同様式を別記第11号様式とする。

別記第13号様式中「第12条」を「第13条」に改め、同様式を別記第12号様式とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、

第11条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に1項を加える改正規定、第12条を第13条とし、第11条の次に1条を加える改正規定、別記第12号様式の改正規定及び別記第13号様式の改正規定は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区公衆浴場法施行条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年12月1日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第75号

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則(令和2年9月江東区規則第68号)の一部を次のように改正する。

本則中「令和3年12月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 (教)

◎江東区教育委員会訓令甲第2号

教育委員会事務局
区立小学校
区立中学校
区立義務教育学校
区立幼稚園

江東区立学校職員服務取扱規程(平成12年3月江東区教育委員会訓令甲第11号)の一部を次のように改正する。

令和3年11月12日

江東区教育委員会

第8条第2項中「休暇・職免等処理簿(別記第7号様式)により行うものとする」を「休暇・職免等処理簿(学校職員の休暇処理に関する規程(平成15年東京都教育委員会訓令第5号)第2条に規定する様式をいう。次項において同じ。)により行わなければならない」に改め、同条第3項中「(別記第7号様式)」を削る。

第12条第3項中「別記第8号様式」を「別記第7号様式」に改める。

別記第4号様式中「印」を削る。

別記第7号様式を削り、別記第8号様式を別記第7号様式とする。

別記第9号様式中「**印**」を削り、同様式を別記第8号様式とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の江東区立学校職員服務取扱規程の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

◎江東区告示第306号

特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第58条の6第1項の規定による確認の辞退があったため、法第58条の11第2号の規定により下記のとおり告示する。

令和3年11月8日

江東区長 山崎孝明

[以下省略]

◎江東区告示第307号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和60年10月江東区条例第28号)第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和3年11月8日

江東区長 山崎孝明

[別紙省略]

◎江東区告示第315号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、児童館の指定管理者を次のように指定したので告示する。

令和3年11月16日

江東区長 山崎孝明

記

- 江東区亀戸児童館
指定管理者 東京都世田谷区上北沢三丁目8番19号
社会福祉法人雲柱社
理事長 服部 榮
指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

◎江東区告示第316号

下記事件につき、令和3年第4回江東区議会定例会を11月25日に招集する。

令和3年11月17日

江東区長 山崎孝明

記

- 1 令和 3 年度江東区一般会計補正予算 (第 6 号)
- 2 特別区人事及び厚生事務組合理約の変更に係る協議について
- 3 江東区立深川図書館改修工事請負契約
- 4 江東区立深川図書館機械設備改修工事請負契約
- 5 江東区個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 6 江東区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

代表取締役 山田 智治

- 3 指定の期間
令和 4 年 5 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

◎江東区告示第 3 2 0 号

地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、子ども家庭支援センターの指定管理者を下記の通り指定したので告示する。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 江東区亀戸子ども家庭支援センター
指定管理者 東京都世田谷区上北沢三丁目 8 番 1 9 号
社会福祉法人雲柱社
理事長 服 部 榮
指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
- 2 江東区住吉子ども家庭支援センター
指定管理者 東京都町田市藤の台一丁目 1 番 5 6 号
景行会・SDHグループ
代表者 東京都町田市藤の台一丁目 1 番 5 6 号

社会福祉法人景行会

理事長 齋藤 彰平
東京都調布市調布ヶ丘三丁目 6 番地 3

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

代表取締役 山田 智治

- 指定の期間 令和 4 年 5 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

◎江東区告示第 3 2 1 号

地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、江東区立子どもプラザ図書館の指定管理者を下記の通り指定したので告示する。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 施設の名称
江東区立子どもプラザ図書館
- 2 指定管理者

◎江東区告示第 3 1 7 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例 (昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第 2 8 号) 第 1 5 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 1 5 条第 3 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 3 年 1 1 月 1 9 日

江東区長 山 崎 孝 明

[別紙省略]

◎江東区告示第 3 1 9 号

地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、江東区こどもプラザの指定管理者を下記の通り指定したので告示する。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 施設の名称及び所在地
江東区こどもプラザ
- 2 指定管理者
東京都町田市藤の台一丁目 1 番 5 6 号
景行会・SDHグループ
代表者 東京都町田市藤の台一丁目 1 番 5 6 号
社会福祉法人景行会
理事長 齋藤 彰平
東京都調布市調布ヶ丘三丁目 6 番地 3
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

東京都町田市藤の台一丁目1番56号
 景行会・SDHグループ
 代表者 東京都町田市藤の台一丁目1番56号
 社会福祉法人景行会
 理事長 齋藤 彰平
 東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3
 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
 代表取締役 山田 智治

3 指定の期間 令和4年5月1日から令和9年3月31日まで

◎江東区告示第322号

開発行為に関する工事の完了公告
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定に基づき許可した下記の開発行為に関する工事は完了した。

令和3年11月24日
 江東区長 山崎 孝明
 記

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	江東区東砂八丁目2277-5、2278-5、2278-6、2299-2、2300-1の一部、2300-2の一部
2 許可を受けた者の住所・氏名	江東区東砂8-7-11 株式会社大正商会 代表取締役 竹内 大祐

◎江東区告示第324号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、東京都市計画防火地域及び準防火地域を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により縦覧に供する。

令和3年11月26日
 江東区長 山崎 孝明
 記

都市計画の種類	東京都市計画防火地域及び準防火地域
都市計画を定める土地の区域	防火地域 追加する部分 豊洲二丁目地内 準防火地域 削除する部分 豊洲二丁目地内
縦覧場所	江東区東陽四丁目11番28号 江東区役所都市整備部都市計画

課(庁舎5階)

◎江東区告示第325号

江東区立都市公園条例施行規則(昭和52年6月江東区規則第24号)第3条第3項の規定に基づき、下記の公園を一部休園する。

令和3年11月30日
 江東区長 山崎 孝明
 記

1 一部休園する公園

名称	位置
江東区立荒川・砂町水辺公園	江東区東砂三丁目30番先 同 新砂三丁目8番先

- 2 一部休園箇所 別図のとおり
- 3 一部休園期間 令和3年11月30日から工事完了まで
- 4 一部休園理由 国土交通省荒川下流河川事務所によるR2荒川右岸東砂三丁目地区堤防耐震対策他工事施工のため

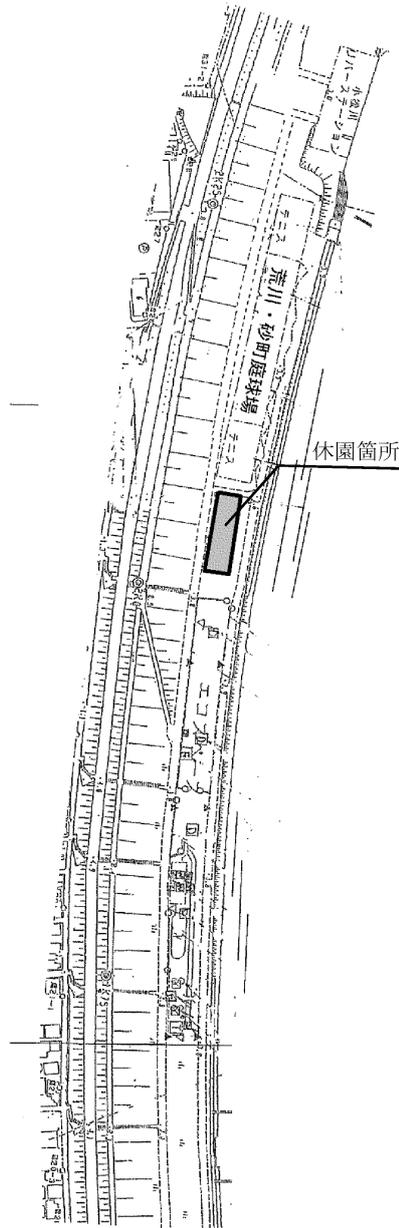
[別図]

名 称 江東区立荒川・砂町水辺公園
位 置 江東区東砂三丁目30番先、新砂三丁目8番先
公 園 面 積 58,168.55平方メートル
一部休園面積 752.70平方メートル

《案内図》



《平面図》



◎江東区告示第326号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の28第1項の規定に基づき事業所を指定したので、下記のとおり公示する。

令和3年12月1日

江東区長 山崎孝明

記

- 1 設置者の名称及び主たる事務所の所在地
合同会社OHANA
江東区亀戸2丁目44番12号亀戸ビル2階
- 2 事業所の名称及び所在地
相談支援センターOHANA
江東区亀戸2丁目44番12号亀戸ビル2階
- 3 指定年月日
令和3年12月1日
- 4 事業の種類
障害児相談支援事業
- 5 事業の主たる対象者
特定なし

◎江東区告示第327号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定に基づき、下記のとおり指定代理納付者を指定したので、江東区会計事務規則(昭和39年規則第13号)第42条の3第2項の規定に基づき告示する。

令和3年12月1日

江東区長 山崎孝明

記

- 1 指定代理納付者の名称、所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 株式会社ジェーシービー
所在地 東京都港区南青山五丁目1番22号青山ライズスクエア
代表取締役会長兼執行役員社長 浜川一郎
 - (2) 名称 ユーシーカード株式会社
所在地 東京都港区台場二丁目3番2号台場フロンティアビル
代表取締役社長 中西 章裕
- 2 指定開始日
令和3年12月1日
- 3 指定の内容
江東区が収納する公金におけるクレジットカード収納の指定代理納付者

◎江東区告示第328号

介護保険法第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和3年12月1日

江東区長 山崎孝明

記

- 1 介護保険事業所番号
1370806653
- 2 事業所の名称及び所在地
たけのこ介護サービス深川
東京都江東区扇橋一丁目10番4号第2MTあづま101号室
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社ライコム・コーポレーション
東京都江東区東砂五丁目14番19号
代表取締役 田代 正博
- 4 指定年月日
令和3年12月1日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第329号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和60年10月江東区条例第28号)第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和3年12月3日

江東区長 山崎孝明

[別紙省略]

告 示 (教)

果について ほか

5 協議事項

- (1) 令和 4 年度学校用務業務の委託実施校について

◎江東区教育委員会告示第 18 号

下記により、令和 3 年第 11 回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和 3 年 11 月 9 日

江東区教育委員会

教育長 本多 健一朗

記

- 1 日時 令和 3 年 11 月 12 日 (金)
午前 10 時
- 2 場所 教科書センター (江東区教育センター内)
- 3 議題
 - 日程第 1 議案第 22 号 江東区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例
 - 日程第 2 議案第 23 号 江東区立学校職員服務取扱規程の一部改正
 - 日程第 3 議案第 24 号 江東区立深川図書館改修工事請負契約
 - 日程第 4 議案第 25 号 江東区立深川図書館機械設備改修工事請負契約
- 4 報告事項
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の対応についてほか

◎江東区教育委員会告示第 19 号

下記により、令和 3 年第 19 回江東区教育委員会臨時会を招集する。

令和 3 年 11 月 19 日

江東区教育委員会

教育長 本多 健一朗

記

- 1 日時 令和 3 年 11 月 24 日 (水)
午前 10 時
- 2 場所 江東区文化センター
- 3 議題
 - 日程第 1 議案第 27 号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 報告事項
 - (1) 令和 4 年度新 1・7 年生の学校選択一時結

告 示 （ 選 ）

◎江東区選挙管理委員会告示第29号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条第4号の規定により、江東区の選挙人名簿から、別紙のとおり6名を抹消した。

令和3年12月1日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の40万を超える数の6分の1の数と40万の3分の1の数とを合算した数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和3年12月1日

江東区選挙管理委員会

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数
8, 501
- 2 選挙権を有する者の総数の40万を超える数の6分の1の数と40万の3分の1の数とを合算した数
137, 505
- 3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数
70, 838

告 示 （ 監 ）

◎江東区監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項、江東区監査基準（令和2年4月1日江東区監査委員訓令甲第1号）第17条の規定に基づき、令和3年度第2回定期財務監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和3年11月15日

江東区監査委員	松 土 英 男
同	藏 田 朝 彦
同	佐 藤 信 夫
同	甚 野 ゆずる

〔別紙〕

令和3年度第2回定期財務監査報告書

第1 監査の範囲

1 監査の対象事項

- (1) 令和2年度一般会計
- (2) 令和2年度国民健康保険会計
- (3) 令和2年度介護保険会計
- (4) 令和2年度後期高齢者医療会計
- (5) 内部統制に関する事項

2 監査の対象部（局・室・所）

政策経営部、オリンピック・パラリンピック推進室、総務部、危機管理室、地域振興部、区民部、福祉部、障害福祉部、生活支援部、健康部（保健所）、こども未来部、環境清掃部、都市整備部、土木部、会計管理室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、区議会事務局、監査事務局

3 監査の実施期日

令和3年6月2日から同年8月2日までの計41日間

第2 監査の手続

令和2年度各会計歳入歳出予算の執行状況についての資料を対象部（局・室・所）から求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類及び帳簿との照査突合等、必要と認める監査を実施した。今年度は、水辺と緑の事務所、環境学習情報館及び深川南部保健相談所の現地視察を行った。

監査対象工事については、工事概要調書及び工事工程表等の資料を併せて求め、監査当日は、工事概要等の説明、質疑応答等を行った後、各工事現場で説明を聴取しつつ、関係書類との照査突合等、必要と認める監査を実施した。今年度は、江東区新大橋地区集会所改修工事、東大島駅前道路改修工事、臨海公園改修工事、江東区立東川小学校校舎増築その他改修工事について、各現場視察を行っ

た。

また、内部統制に関する事項として、令和元年度に実施した行政監査「財務事務に係る内部統制の現状と課題について」及びその後の定期財務監査の報告書において課題として言及した事項について、政策経営部（行政管理担当）、総務部（職員課）及び会計管理室を対象として、書面及び聞き取りによる監査を実施した。

第 3 監査の主眼点

財務事務に関しては予算の執行、収入、支出、契約等が、工事に関しては設計、積算、契約、施工、検査等が、適正かつ効率的に行われているかどうかについて監査を実施した。

なお、今年度は、現金取扱事務（現金出納簿の整理等）を重点監査項目として監査を実施した。

また、内部統制に関する事項については、令和元年度行政監査及びその後の定期財務監査報告書において言及した課題等に対する取組み状況を把握することを主眼に、監査を実施した。

第 4 監査の結果

財務事務全般にわたり、法令等に従い、おおむね適正かつ効率的に執行又は処理されていると認められたが、一部において別項指摘事項のような事実が認められたので、意見を付す。

なお、監査の際に散見された事務上の軽微な誤りについては、関係各課に対し、口頭で改善を促した。

また、内部統制に関する事項については、今後の取組み等について別項で意見を付す。

第 5 指摘事項

医療保険課の窓口においては、国民健康保険料納付証明書、国民健康保険資格状況証明書等を日常的に交付し、交付手数料を受領している。

本監査において、同手数料にかかる現金出納簿、領収書控、収入日計表等の関係書類を点検するとともに、職員からの聞き取りを行ったところ、以下のような不適切な会計処理が確認された。

- (1) 職員が令和 3 年 2 月 1 9 日及び同年 3 月 1 5 日に窓口で受領した証明書交付手数料のうち、6 件分（合計 1, 8 0 0 円）を、指定金融機関等に納付することなく、監査において判明するまでの 3 ~ 4 ヶ月の間、現金のまま課内に留め置いていた。
- (2) そのため、同手数料は出納閉鎖期までに納付されず、令和 2 年度の歳入として計上されるべきところ、計上されなかった。
- (3) 同手数料を受領した際、その旨を現金出

納簿に記載していなかった。

- (4) 受領した現金が適正に納付されていることを確認する体制が、整えられていなかった。
- (5) その他、現金出納簿の残額欄がゼロと記載されているものの、実際には現金が課内に存在していた例や、現金出納簿の金額や日付の記載誤り、記帳漏れなどが散見された。

収納金の払込期日等については江東区会計事務規則第 3 2 条に、現金出納簿の整理については同規則第 1 1 8 条に定められているが、本指摘事項は同規定に抵触する。また、未納付の現金が長期間にわたって課内に留め置かれ、出納閉鎖期日も超えていることが見過ごされていたことについては、チェック体制の不備も指摘せざるを得ない。

現金の取扱いにあたっては、同規則等の関係規定を順守するとともに、所管するすべての事業における現金管理の実態を再点検し、早急に事務執行体制を改められたい。

第 6 監査委員

1 重点監査項目について

今年度は、現金取扱事務（現金出納簿の整理等）を重点監査項目として監査を実施した。その結果、法令等に従って概ね適正に処理されていることを確認したが、前述の指摘事項のほか、一部の課においては以下のような不適正な事例が見られた。

- (1) 現金出納簿の記帳誤り等
 - ① 過誤納金の還付や精算金の受領等を現金で行っているが、現金出納簿を作成していなかった。
 - ② 記帳されている金額や日付が、預金通帳に記載されている内容と一致しなかった。
 - ③ 累計欄や残額欄についても、記帳されている金額の誤りや記帳漏れがあった。
 - ④ 記帳が年度の途中で途絶えており、年度の締め処理がされていなかった。
- (2) 現金の取扱いに関わるその他の不適切な事例
 - ① タクシー代や謝礼金等の支払いにあたり、他の事業の現金による立替え払いをしていた。
 - ② 江東区会計事務規則に定められている上限を超える現金を、年間を通して課内で保管していた。
 - ③ 領収書の控に連番が付されていないため、受領した現金が確実に納付されていることが確認できなかった。
 - ④ 出先機関とその所管課との間で現金の授受が行われているが、領収書を発行していないため、受領した現金が確実に納

付されていることが確認できなかった。
こうした事例の多くは、現金を取り扱う職員の基本的な知識不足のほか、所属におけるチェック体制の不備にも起因していると考えられる。

収納金については、江東区会計事務規則第32条第1項において、即日(即日払い込むことができない場合には金融機関の翌営業日)に払い込まなければならない旨が定められ、前渡金にかかる現金出納簿の整理については、同規則第82条第4項において、資金前渡受者は現金出納簿を備えて出納の都度整理しなければならない旨が定められているほか、このことは、「金銭会計事務の手引き」や「基本事務マニュアル」においても説明されている。

これらのマニュアルが有効に活用されていないことは誠に残念であり、特に前述の指摘事項とした事例は、窓口で受領した現金を現金出納簿に記帳することなく、現金のまま課内に長期間留め置いていたもので、コンプライアンス意識に欠けていると言わざるを得ない。

江東区会計事務規則等、事務の根拠となる規定をあらためて確認するとともに、チェック体制が組織的なものとなっているかを含めて再点検し、かかる不適正管理の根絶に万全を期すよう強く要望する。

2 内部統制に関する事項について

江東区会計事務規則において定められていた自己検査制度に代わる新たなモニタリングの仕組みについては、会計管理室から会計処理チェック表が例示されており、これの定着が進めば会計事務の適正執行に向けた効果が期待できる。今後とも内部統制体制の検討状況を踏まえながら、さらに実効性の高いモニタリング手法について引き続き検討を進められたい。

内部統制体制の整備については、令和元年度行政監査報告書において全庁的な取組として推進する必要がある旨の意見を付したところであるが、本監査において具体的な進展状況が確認できなかったことは残念である。

チェック体制の強化については、これまでも複数回にわたって意見を述べてきたが、本監査においても前述のような不適正な事例が複数の課で見られ、改善が進んでいるとはいえない状況である。

江東区長期計画(令和2年度～令和11年度)における「開かれた区政運営による透明性の向上」の取組方針として、「内部統制制度の導入に向けた検討を進める」旨が盛り込まれていることも踏まえ、制度導入のために必要な組織の設置も含め、職員の業務負担や

費用対効果も考慮しながら、さらに具体的な検討を進められたい。

区 議 会

◎区議会議決事項（令和 3 年第 4 回定例会）

1 1 月 2 5 日から開会した令和 3 年第 4 回江東区議会定例会において、別記の事項を議決した。

1 議案（議員提出）

議員提出議案第 8 号 清掃港湾・臨海部対策
特別委員会の委員定数
の変更について
(1 1 月 2 5 日可決)

2 その他の議決事項等

令和 3 年度予算審査特別委員会の設置及び委員の選任
(1 1 月 2 5 日設置及び選任)